

平成22年 8 月

京都地方税機構議会定例会会議録

平成22年 8 月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期 1 日間（平成22年 8 月 5 日）

第 1 号（8 月 5 日）

1	出席議員氏名	3
1	欠席議員氏名	4
1	議事日程	4
	近藤議長開会宣告	5
1	議員異動報告	5
1	例月出納検査結果報告	5
1	平成21年度京都地方税機構繰越明許費繰越計算書報告の件	5
1	出席要求理事者報告	5
1	議席の指定	5
1	会議録署名議員の指名	5
1	会期決定の件	5
1	第 1 号議案から第 3 号議案	6
	山田広域連合長の提案理由説明	6
1	一般質問	
	前窪義由紀議員の質問並びに山田広域連合長及び岩瀬副広域連合長事務局長事務 取扱の答弁	6
	水谷修議員の質問並びに山田広域連合長、岩瀬副広域連合長事務局長事務取扱及 び河野事務局次長兼総務課長兼会計管理者の答弁	14
	松本富雄議員の質問並びに山田広域連合長及び岩瀬副広域連合長事務局長事務取 扱の答弁	26
1	第 1 号議案から第 3 号議案	28
	前窪義由紀議員の質疑並びに岩瀬副広域連合長事務局長事務取扱及び河野事務局 次長兼総務課長兼会計管理者の答弁	28
	前窪義由紀議員の討論	31
1	第 1 号議案から第 3 号議案、認定及び承認	31
	近藤議長閉会宣告	32

上 程 議 案

議案番号	件 名	議決結果
第 1 号	平成21年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件	認 定
第 2 号	差押債権取立請求事件に係る訴えの提起の専決処分について承認を 求める件	承 認
第 3 号	差押債権取立請求事件に係る訴えの提起の専決処分について承認を 求める件	”

平成22年 8 月京都地方税機構議会定例会会議録第 1 号

平成22年 8 月 5 日 (木) 午後 2 時 5 分開会

出席議員 (30 名)

近藤	永太郎	君
植田	喜裕	君
山本	正	君
前窪	義由紀	君
山口	勝	君
佐々木	幹夫	君
和佐谷	寛	君
白猪	知広	君
水谷	修	君
西川	博司	君
木内	利明	君
松本	富雄	君
大西	吉文	君
石原	修	君
祐野	恵	君
横山	博	君
櫻井	立志	君
大下倉	禎介	君
井尻	治	君
大西	宏	君
北村	吉史	君
中井	孝紀	君
木田	鈴美	君
田中	修	君
西村	典夫	君
岩崎	宗雄	君
三原	和久	君
篠塚	信太郎	君
倉	秀樹	君
井田	義之	君

欠席議員（２名）

木戸 正隆 君
大久保 徳己 君

議会事務局

議会事務局長

後安 剛 兎

地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長

山田 啓 二

副広域連合長

木村 要

副広域連合長事務局長事務取扱

岩瀬 充

事務局次長兼総務課長兼会計管理者

河野 寛

事務局業務課長

大槻 光

事務局業務課参事

居合 幹 雄

議事日程（第1号）平成22年8月5日(木)午後2時開議

- 第1 諸報告
- 第2 議席指定の件
- 第3 会議録署名議員指名の件
- 第4 会期決定の件
- 第5 第1号議案から第3号議案まで（広域連合長説明）
- 第6 一般質問
- 第7 第1号議案から第3号議案まで

以 上

議長（近藤永太郎君） これより平成22年8月京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長（近藤永太郎君） 日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。安達稔君、村田忠文君、森本敏軌君の議員の任期満了に伴い、宮津市議会から木内利明君、井手町議会から木田鈴美君、与謝野町議会から井田義之君が新たに選出されましたので、御報告いたします。

また、松本経一君、石田春子君、新田晴美君から一身上の都合により機構議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により、許可いたしましたから御報告いたします。

松本経一君ほか2名の諸君の辞職に伴い、京丹後市議会から大下倉禎介君、笠置町議会から西村典夫君、南山城村議会から大久保徳己君が新たに選出されましたので御報告いたします。

次に、広域連合長から平成21年度京都地方税機構繰越明許費繰越計算書報告の件が参っており、その写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告5件が参っており、その写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願います。

最後に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願います。

議長（近藤永太郎君） 次に、日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今回新たに選出されました木内利明君、大下倉禎介君、木田鈴美君、西村典夫君、大久保徳己君、井田義之君の議席を、別紙お手元に配付の議席表のとおり、指定いたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（近藤永太郎君） 御異議なしと認め、さよう決めます。

議長（近藤永太郎君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は会議規則第100条の規定により、私から前窪義由紀君及び櫻井立志君を指名いたします。以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

議長（近藤永太郎君） 次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（近藤永太郎君） 御異議なしと認め、さよう決めます。

議長（近藤永太郎君） 次に、日程第5「第1号議案から第3号議案まで」の3件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。山田広域連合長。

〔広域連合長山田啓二君登壇〕

広域連合長（山田啓二君） 本日、ここに8月定例議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

京都地方税機構におきましては、本年4月から、予定しておりました全ての滞納案件について各構成団体からの移管を受け、滞納整理業務を本格的に開始したところであります。

私も、去る5月7日に執行されました広域連合長選挙におきまして、引き続き広域連合長として当機構の行政運営を担わせていただくことになりました。

今後とも、議会の御意見を十分に踏まえ、納税者の利便性向上をはじめ、効果的で効率的な行政運営を実現できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、どうか、議員各位におかれましては、引き続き、一層の御指導、御支援を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

それでは、ただいま、議題となりました第1号議案平成21年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件ほか2件の案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第1号議案は、平成21年度の京都地方税機構一般会計の決算につきまして、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、第2号議案及び第3号議案の2件は、いずれも専決処分案件でありまして、差押債権取立請求事件に係る訴えの提起につきまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、やむを得ず専決処分をいたしましたので、今回これを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

以上が、ただいま議題となりました議案の概要であります。御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（近藤永太郎君） 次に日程第6「一般質問」を行います。通告により、順次発言を許します。まず、前窪義由紀君に発言を許します。前窪義由紀君。

〔前窪義由紀君登壇〕

前窪義由紀君 日本共産党の前窪義由紀でございます。数点について、広域連合長並びに関係理事者に質問をいたします。

地方税機構が本格業務を4月からスタートいたしました。税務行政は、これまで、住民といちばん身近なところで接することができる業務として、各自治体が課税から徴収業務までを担い、納税の指導は、住民の暮らしや営業の実態にしっかり目を向け、いろいろな制度の活用も視野に、例えば、生活保護による生活支援、融資制度による経営支援など行って、自立への援助を併せて行うなど総合行政としての役割を發揮してまいりました。地方税機構は、納税者の利便性や徴収率の向上をうたい設立されましたが、私どもは、自治体の総合行政を弱体化させること、徴収率を上げる徴税強化そのものが自己目的化する危険性、事務所設置、

職員体制、システムの稼働など準備不足、更に住民への説明責任を果たしていないことなどの問題点の指摘をし、その拙速な創設に対して、強い懸念と反対を表明してきたところであり、滞納案件について、自治体から地方税機構への移管が進んでいますが、本来機構に送らないとされている分納中の案件や生活保護案件なども送られ、生活を脅かすものとなり、怒りと不安の声が私どもそれぞれの自治体議員団にも数多く寄せられております。ある市では、親の代の固定資産税等500万円の滞納を、市との分納約束で毎月5万円ずつ分納していたが、税機構に移管され、毎月40万円ずつの支払を求められ細々と自営業を続けているが、とても払うことができない額と途方に暮れ、自殺をも考えたと深刻な相談がありました。また、別の市では、納付期限が近づいてきた固定資産税を徴収猶予の申請に行ったが、受付できないと拒否されたとの相談、法的に認められているのではないかと押し問答の結果、やっと申請を受理する、こうなった事例もありました。また、他の市でも、生活保護受給者に対して納税催告書、税機構への移管予告書が送付されました。そこには市長名で、「期日までに完納とならない場合は、あなたの事案を京都地方税機構において差押え等の滞納処分を実施することがあります」と書かれております。生活保護受給者は、財産調査等が実施されたもとで保護が決定されている方であり、本来、差押えはしない、税機構には移管しないとされてきたものでありますが、こんな事態が起っています。また、市町村の納税相談の体制も弱められ、相談することも困難になっている、こういった事態が現場で進んでいます。

今、自公政権時代の配偶者特別控除や高齢者控除の見直し等で、低所得者世帯に大きな影響を与えておりますし、また、個人住民税のフラット化により、最低税率が5%から10%に引き上げられた方のうち、課税所得が200万円以下の人数は、約3,629万人にも及んでいます。もちろん、所得税と合せた額では、増税になっていないわけですが、地方税の比準が高くなり、滞納者の増加要因になっています。差押え実施団体は、17年度に1,455団体から、20年度には1,615団体に増加しております。更に、構造改革路線による社会的貧困の広がり、失業者や非正規労働者の増大、営業の存続が危ぶまれる中小業者など、府民の暮らしと営業は引き続き厳しく、税金や国民健康保険料などを払いたくても払えない納税者が増えております。こうした状況におかれている納税者を納付期限が過ぎれば、直ちに地方税機構に移管し、機械的な徴税強化が行われれば、住民の暮らしや命にも関わる重大な権利侵害が起ることが懸念されます。先程、京都府内で起こっている事例を紹介いたしましたが、大阪市では昨年、固定資産税を納めきれずに、それが原因となって自殺者が出ております。その方は次男の事業失敗による借金の肩代わりもあり、滞納した固定資産税と延滞金750万円を毎月10万円の分納誓約によってきちりと払っていましたが、10万円では話にならないと全額納付を迫られ、昨年3月までに答えを持ってくると役所に念押しされた結果、25日に役所に出向くことになっていたが、3月23日に自宅で命を絶たれたという痛ましい結末となりました。遺書も残されており、御家族は「最後まで税金のことを心配していた。あんなに取立てを迫られ、追い詰められてしまった」とこう述べておられます。強権的な徴税によって、自殺者が増える、こんなことがあってはならないと我が党の山下芳生参議院議員が国会でただしたところ、原口総務大臣は、「いやしくも納税者の権利を踏みにじるような徴税はなされてはならない。滞納処分をすることによって、滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがあ

る場合は、滞納処分の停止ができる。痛ましいことが二度と起らないように政府を上げて、納税者の税制上の権利を明確にし、納税のあり方、徴税のあり方について、政府内で論議をしたい。納税者の権利についてどのような配慮がされているか、こういったことについてもしっかり通知をしていきたい」とこう答弁をいたしました。納税者の権利をしっかり踏まえながら、自動的、機械的に滞納事案を機構に移管するのではなく、払える資力がありながら払わないのか、払いたくても払えない事態に追い込まれているのかなど、構成市町村での納税能力の判断が非常に重要であります。そこでお聞きをいたします。

自治体の相談窓口、支払いも含めた対応はどうなっているのでしょうか。相談窓口を閉めるわけにもいかない。税機構に送った案件でも支払いを受けざるを得ない事態があるにも関わらず、税機構に税務職員を派遣しなければならず、多くの自治体では、税務職場の弱体化が進んでいます。自治体で丁寧な対応をやることになれば、何のために税機構をつくったのか。税機構をつくった限りは、案件を全て送り、税機構で対応してもらわなければ意味がない。こういった対応にはなっていないのか。これまでの住民と自治体の関係だったものが税機構も挟まって、二重三重の煩雑な行政になっているのではないかと等々の問題が多く出されております。また、生活保護者、生活困窮者など、機構に移管されている事例はありませんか。そういったことについて、まず答弁をいただきたいと思っております。以下は順次質問をしていきたいと思っております。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

〔広域連合長山田啓二君登壇〕

広域連合長（山田啓二君） 前窪議員の御質問にお答えいたします。前窪議員も今、例で示されましたように、税機構の問題というよりは、徴税のあり方の問題だというふうに私も考えます。つまりそれぞれの徴税を行うときに、いかにその人の一人一人の対応を統一し、公平公正な中で、その人のことを考えていくのかということだと思っております。私自身は今ご指摘のありましたように、大阪市においても起こるときには起こってしまう。それだけに、この京都府における市町村、都道府県が一致団結して、そういうことのないようにしっかりと基準を統一してがんばっていく、それが税機構だというふうに考えておりました。そういうことが起きないようにするためにも、税機構を通じた、しっかりとした滞納整理事務というものをやっていく必要があるというふうに私は考えております。その他の御質問に関しましては、関係理事者から答弁をさせていただきます。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

〔副広域連合長事務局長事務取扱岩瀬充君登壇〕

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 生活保護受給者などの滞納事案が機構のほうに送られているのではないかと、ということでございます。先程来、広域連合長からも話がありましたように、私ども機構としましては、構成団体で滞納となったものにつきましては、原則として、全件について機構に移管を受けるということで各構成団体と合意ができております。そういうことの中で機構に移管を受けまして、滞納整理、折衝を進めていく中で、そういった生活保護受給中であるといったようなケースも散見されたところでございます。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 先にね、私がふれたとおり、生活保護世帯やそれに準じた生活水準の人達が、機械的にといってもいいかと思うんですが、税機構に移管されております。このような案件は納税者の実態を把握している自治体において、しっかり対応すべきだと私は思うんですね。国税徴収法や地方税法が定める15条の1の納税猶予、15条の5の換価猶予、15条の7の滞納処分の執行停止など、分納や執行停止を含めた判断をすることが必要な場合もあるわけなんです。税機構として、機械的な移管措置を防ぐためにも構成自治体にしっかり滞納者の生活実態など、あるいは生活保護を受給されているのかどうか等々を把握するよう求めるべきだと思うんですね。これについての答弁をお願いしたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 先ほどもお答えしましたように地方税機構へは、全ての滞納事案を移管いただくということで、各構成団体と合意ができたところでございます。それによりまして、徴収業務という事務処理を一元的に行いまして、納税者にとっても分かりやすい事務処理になると。それから、効果的な滞納整理が可能になるものであるというふうに考えております。

機械的な移管にならないように構成団体に求めるべきではないかということでございますが、構成団体に移管前に納税の猶予をすべき案件を選別することにつきましては、徴収業務の事務処理にバラツキを生じさせるおそれもありまして、徴収面における公平性を欠くとともに、それがひいては、府民の信頼を損ねるおそれもあることから、機構といたしましては、各構成団体において、そのあたりを適切に判断されているものというふうに考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 先ほどの知事の答弁と実態は随分と乖離があると思って聞いているわけですね。先ほどの生活保護受給者を税機構に移管したというこの問題で、舞鶴市の議会でも市長とのやりとりがありまして、市長は「これは事務的なミスであった」ということで謝罪をいたしました。生活保護受給者は送るべきではないということが舞鶴市の方針だというわけがあります。ですから、私はこういったことは、各自治体で少なくとも精査をして税機構に移管すべきだと、こう思うんですね。こういう事実、確認していますか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 我々地方税機構は、基本的に市町村の合意に基づいて、送られてきた事案につきまして誠意を持って対応するということを旨としている訳でありますから、それを、構成団体の判断云々についてなんとかしろとかいう話は、筋が違うのではないのでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 いずれにいたしましてもね、各自治体で税機構に移管するしないという判断をするわけですね。ですから少なくとも生活保護の受給者、あるいは極めて厳しい経営におかれていてどうにもならないと事前に相談に来られる方々とかいろんなケースがあるわけですね。これを全て機械的に送ることはあってはならないということを指摘しておき

たいと思いますし、後では是非基準等をつくっていただきたいということで質問をいたします。

地方税法、国税徴収法でも補償されている納税緩和措置等を積極的に活用していく、こういうことも非常に重要だと思います。京都府は、これまで、納税緩和措置の判断に生計費需要額決めていましたけれども、府としては、今年度からこれを更新せず、廃止をしたということであります。滞納処分案件は全て税機構に移管するのでその必要はないという理由がありました。滞納案件であっても緩和基準に合致している、そういう案件は税機構に送るべきではありません。納期前に納税者から相談がある場合など税機構に移管される前の段階での対応については、課税権者である自治体が判断すべきものであります。府のこの基準の廃止はそういった意味で大問題であり、府議会で指摘させてもらいました。そこで、税機構で検討すると約束をしていた、滞納処分に係る生計費需要額の基準の作成についてですけども、いまだに明らかにされていません。どうなっているのですか。これについてはお答えください。また、少なくとも京都府が基準としていた生活保護基準の1.2倍を基本とした税機構の基準を早期に作成し、各自治体においても、税の納付期限前の相談などに活かしていくことが必要だと考えますけれどもいかがでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 滞納処分の執行停止基準についてでございますけれども、現在、機構の事務局で、徴収実務ガイドライン整理ワーキンググループというのを立ち上げておまして、納税緩和措置、執行停止につきましても、その原則的な適用のあり方を検討しているところでございます。検討も煮詰ってまいりましたので、早急に考え方の取りまとめをし、業務に反映していきたいと考えております。

構成団体において、納期限内に納税相談を受けた場合でございますけれども、こういった折衝をされたかといったことにつきましては、機構と情報交換、連携を密にすることとしておまして、機構といたしましては、その内容に基づきまして、適切に対応していきたいと考えております。

納期限を経過しました滞納案件は、その全件につきまして、機構において一元的に処理していくという想定をしておまして、各構成団体において処理する場面が想定しにくく、そういったケースについては、あまりないだろうと思います。構成団体での滞納処分の執行停止基準のようなものを作成する必要があるかどうか、こういったことにつきましては慎重に検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 納期限を過ぎた案件は分納も含めて税機構に移管している自治体、これと別の対応をしている自治体があるわけなんですね。これについては、どうお考えですか。宇治市では、年度内の分納者や生活困窮者については、移管の対象外としている、事情があり納税が困難な方への対応方針をこういった形で明らかにしておりますが、少なくとも各構成自治体でもこうした対応が必要だと考えますけれども、宇治市での対応等を含めて考えをお聴かせ願いたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 各構成団体の運営の仕方について、機構が意見を述べる立場

にはないと思っております。私たちはあくまで、機構として、各構成団体と合意をしたその内容に従って誠意を持って対応する。これが京都地方税機構の役割であると考えております。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 先ほどですね、副広域連合長は納期前の相談については、それぞれ構成自治体のほうへ納税者の方が行かれる、その対応については、十分自治体と相談しながらやっていると答弁したじゃありませんか。その時どういう立場で相談するんですか。それだったら宇治市のようなことをやるなど、全て移管しると、こういう立場で相談するんですか。そうではないでしょう。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） それは引き継ぎが十分にきちんとなされるように相談するのは当然だと私は思います。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 引き継ぎの相談ではないですよ。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 先ほど申しましたように送られてきた場合は、我々が誠意を持って対応する。そのためにも引き継ぎを含めてしっかりと状況把握をして、相談しておく。事前準備しておく。これは、やっぱり税機構としても必要であると考えております。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 いずれにいたしましても、税機構として、4月から本格業務がスタートしてるんですが、先ほど言いましたように、滞納処分に係る生計費需要額等の基準すら未だにできていないんですよ。だから、非常に準備不足だというふうに思いますし、従って、構成市町と色々相談する立場を持っていない、こういうことでしょう。だから、先ほどの連合長の答弁と副連合長の答弁が建前と実際にやっていることが大分違うのかなと思います。

次に移りますが、地方税業務の姿勢も問われていると思うんですね。住民の生活の事情をよくつかんで、どのような支援をすれば、税金を納められる状況になるのか。自治体の税務職員、税機構の職員の役割が非常に大事だと思います。税機構においては各自治体からの派遣職員で構成されているので、経験を積んでいる職員とそうでない職員もおられます。人事異動で順次自治体に帰ったりして、経験の積み上げも容易ではないと考えますけれども、基本的な徴税に関する姿勢、納税者の権利問題等については、できるだけ現場を踏まえつつ研修等を通じて職場の力量、職員の力量を高めていくということが極めて大事だと思っております。そういった点についての考え方をお示してください。

また、住民への説明ですけれども、税の公平な納付という観点だけではなく、併せて納税者として補償されている権利や利用できる色々な制度があるわけですから、こういった点についてもわかり易く説明するというのも大事であると考えます。パンフレットやしおりなどを窓口置くこと、ホームページ、広報を通じてお知らせすることなど、是非住民説明を丁寧にする必要があると思いますが、考えをお聴かせください。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） まず、最初の職員の研修の重要性については、ご指摘のとおりでございます。私ども公平公正な滞納整理業務を進めていこうとしているわけですので、徴収職員には、地方税法の正確な理解、滞納者の諸事情を的確に、正確に把握し判断する、そういった能力が求められると考えております。

そういうことも踏まえまして、滞納整理、徴収業務の基本的な運営方針を職場の議論も踏まえながら策定したところでございまして、それを通知しております。さらに、必要な知識を習得すべき各種研修も計画的に行っているところでございます。

そういった取組みを通じまして、適正な業務処理をしていきたいと考えております。

それから丁寧な納税者対応ということでございますけれども、これは先の2月定例会から何回もお答えしておりますように、滞納事案は千差万別で、滞納者が100人いれば、100人の事情があるといった状況にございますので、そういった意味では、具体的な事案を的確に把握する、滞納者の声に十分に耳を傾ける、状況をしっかり把握する、それを調査によって裏付けをするといった事が必要ではないかと思えます。いろんな処分をする際に、法の趣旨を正確に把握して、適切な対応を取っていくという対応をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 納税者の状況は、千差万別、滞納者もそうであると。だからこそ、法に決められた統一的な対応の問題等を、誤解のないように周知徹底するというのは、一面では行政としての役割であろうかと思うんですね。従って、今、副連合長がお答えになりました、十分な話し合いの中でやっていきたいというわけですが、そういうことをしっかりと位置づけるパンフレットなりしおりなどで、先ほど申しましたことの説明責任を十分果たすべきだと思いますが、そうしたことをやられませんか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 何回も申し上げておりますように滞納事案というのは、個々具体的に千差万別でございますので、一般的なものとして広報するというのはなかなか難しい面もございまして、ですから滞納者の相手方の事情をよくお聞きして、よく調査をして、その事案に即した最も的確な処理をしていくということで進めていきたいと考えております。その中で例えば、徴収猶予でありますとか緩和措置でありますとかそういったものはもちろん説明をしながら、適切な対応をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 納税者の義務なりを督促状あるいは催告書にきちんと書いているわけですよね、その一方で、しかし生活が厳しい、苦しい時にはこういった制度がありますよといったことも併せて記載するということが、親切的な住民目線での行政であると思うんですね。適切な対応をしていきたいということですので、今後是非これは、具体化していただきたいということを要望しておきたいと思えます。

次に、府の22年度の運営目標にこういうのがあります。「京都地方税機構との十分な業務連携を行い、税収確保対策の推進、徴収率で全国トップを目指す」とされております。税機

構は、税務共同化の効果として、納税者の利便性の向上を掲げておりますし、コンビニ収納の実施、クレジット納税の導入など打ち出しております。クレジット納税は、全国一の徴収率を目指す、払いたくても払えない滞納者には、カードローンを使ってでも納税を強要する、税機構が多重債務を作るといったことになっては、だめだということを私は再三再四指摘してきているわけですね。そこで京都府と税機構が徴収率日本一を目指す、こういうことについてであります。税機構も全国トップの徴収率を目指すという姿勢で臨むのかどうかということについてお聞きをしたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） こういう時には、私はふたつの立場がありますので、言いづらいたすけれども、税機構自身は、与えられた責務をきちんとやっていく。特に全国トップを目指す前に、今やっぱり大きな公平公正の観点から言って非常に問題があるんじゃないか。例えば市町村によって平成21年度の税の徴収率は高いところと低いところとの間で15%位差があるんですね。こうなるとまいますと、先ほどから前窪議員は、例えば生活保護を受けるような生活に困ってらっしゃる方の例を挙げておられるんですけども、今本当に市町村の皆さんも住民福祉の向上のために全力を挙げてきている中で、我々が本当に目的としなければならないのは、特に悪質な連中なんです。この連中が逃げているんじゃないか。そして、滞納整理について、特に小規模な市町村では、人間的な余裕がないためにそこがそこになっているんじゃないかという事例が現実にあるわけなんです。こうした点を私たちがしっかりやっていこうということがそもそもの税機構の目的でありますので、その目的に従って我々税機構はやっていくということをまず申し上げたいと思います。

カードローンにつきましては、これは選択をされるのはあくまで納税者の方の問題であります。納税者の方の便宜が図られることについて、それをやってはいけないということになりますと、よくあるように給与の振込もいかんとかいう、そんな話も出てくるわけありますので、今の時代にあって、納税者の多様な選択を認める、それによって、より納税者の立場に立った行政ができるという観点を我々は考えて行かなければならないと思っております。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 税機構でクレジット納税を導入するということは、どういうものかということなんです。滞納案件として送られてきたものばかりで、一般的な納期内納税には適用されない。京都府の場合は、全ての納税をクレジットでできるように検討するというようなことでありますけれども、税機構は滞納案件だけを扱うわけですから、ここは注意を要すると思うんですね。ローンを組んででも税金を払えと、こういう納税者の生活実態を無視した徴税になってはならんと、再三私も申し上げました。とりわけ、預金残高もない滞納者にとっては、実際に納税をしようと思ったら、カードでいけるのではないかと迫られて、結局ローンを組む、クレジットに入ってしまう、こういうわけがあります。苦しい暮らしや営業を支援し、税金を払えるように支援するのが自治体本来の役割だと私は思います。利便性だけを強調するクレジット納税には、多くの問題が含まれておりますので、税機構としては実施すべきではないとこう私は考えますけれども、現在の検討状況はどうなっているんですか。

問題点は整理されたのですか、お答えください。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 現在、クレジット納税につきましては、手数料の問題でありますとか、納期の確認時期、システム改修等、整理を要する課題がございますので、まだ、十分整理はできていない状況でございます。滞納事案だけに限って、クレジット納税をスタートさせるのか、そもそももっと幅広く納税者の皆さんが納税をできるような仕組みを作っていくのかということをもう少し検討していく必要があると考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 滞納処理を専ら行うこの税機構においては、クレジット納税は非常に危険なものがあるということをお指摘しておきたいと思っております。

先ほど国会質問に触れましたけれども、税務行政について、山下芳生議員の質問に、渡辺総務副大臣はこう答えていますね、民間の金融機関の連帯保証人制度の廃止の検討にも触れた上で、「お金のことで生活を、自らの命を追い詰めるようなことはあってはならない。また、窓口においては、まさに人間の顔をした窓口にしていかなければならない」とこういう答弁をしておられます。で、国自体がこういう税機構のような組織の旗振り役になっているわけですが、是非その人間の顔をしたそういう京都地方税機構、そうしなければならぬ。

しかし私が先ほど冒頭で指摘したような点、そうした事例がいくつも起ってきているわけなんです、連合長。このような点については、こうした現場の状況を把握していただいてね、連合長が言うようなことと、私がごく一端を申し上げましたけれども、現場で起っている色々な事例とが違ふというようなことがないようにしていただきたい。先ほど国会答弁を引用させてもらいましたけれどもこれらについて、最後に連合長の今後の方向、方針、また考え方などをお聴かせいただいて終わりたいと思っております。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 今おっしゃったことは、機構の問題点ということではなくて、税務、徴収に対する職員の心得の問題だというふうに考えております。そうでなければ、国税庁なんて組織は、とんでもない組織になってしまうわけですから、そういうことではないと思っております。そういう中で私たちは、（発言する者あり）国税庁はまさに税だけをやっている税機構の塊のようなものでありますから、とんでもない組織、それ自身が悪いという話になってしまいますので、そういう問題ではないということをお申し上げたわけです。ですからやはり、税の取り方のあり方として、一人一人の納税者は府民でありますので、そういう立場を尊重して、我々はこれからやっていくように、私どもも指導に努めていきたいと思っております。

議長（近藤永太郎君） 次に、水谷修君に発言を許します。水谷修君。

〔水谷修君登壇〕

水谷修君 滞納処分の執行停止の要件は、現在の京都府の生活保護の一点にということでは

よろしいでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

〔副広域連合長事務局長事務取扱岩瀬充君登壇〕

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 滞納処分の執行停止、生活困窮関係の条文の解釈の仕方についてのお尋ねだと思いますけれども、先ほど前窪議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、現在、納税の猶予、執行停止の適用につきまして、その原則的な適用のあり方につきまして検討をしているところでございます。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 だからそれは、現在の京都府の水準を下回ることはないですか、ということを知っているんです。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） まさしく今現在そこを検討をしているところでございますので、各構成団体の解釈の仕方について何か定めたものがあるのかどうか調べておりましたら、そういったものをお持ちの構成団体はあまりないということがわかりました。京都府はそういう解釈、運用のようなものをお持ちで、あと1団体あったわけですが、そういったところの考え方を踏まえまして、どういうふうに適用していったらよいか現在検討しているところでございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 検討はいつまとまるのですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 煮詰まっておりますので、この夏中にはまとめる予定にしております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 夏というのは、8月の中旬ということですか、それともお盆を明けて8月中旬ということですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 今月中には、何とかまとめたいと考えております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 それは、公表される基準と考えて良いのでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 先ほども申し上げましたように滞納者の滞納の事情というのは千差万別でございますので、執行停止の基準につきましても、この基準一つで定めることは難しいところです。ですから、全てを網羅したものを公表するというのはなかなか難しいと思っております。一定の考え方を定めていくというふうに考えております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 法定主義の原則からして、公表するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） もちろん、私どもで、一定の業務水準というものを定めました場合は、そういったことも必要になろうかなと考えております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 要するに、公表も考えるということですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） はい、その辺につきましても、十分に検討してまいりたいと思っております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 全国で公表しているところは、多いです。基準についても京都府の1.2あるいはそれ以上のところもたくさんあります。財産が生活維持のためだけのものであり、原則非課税の場合としているところなどもございます。京都府が他に比べて、生活保護基準などというとんでもない低い基準にならないようによろしくお願いをしたいと思います。そして、公表は当然のこととして法定主義の原則がありますから是非していただきたいと思っております。

次に構成団体で事前に分納相談がされた案件では、機構でもその内容が引き継がれるべきです。実際は市町村でのその約束がチャラにされて、厳しい納税が迫られていますが、構成団体が承認した分納計画はそのまま踏襲すべきでありますがいかがでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 私ども機構は、移管を受けた滞納事案につきまして、機構において統一的に法の趣旨を尊重しつつ滞納整理を行っていくというところがございます。それによりまして、税の徴収面における公平性を確保していくということが大きな使命であろうと思っております。構成団体において、納税者といろいろ折衝される場合もあるかと思っておりますけれども、機構といたしましては、その折衝の内容につきまして、十分尊重はしたいと思いますけれども、個々のケースごとに法の趣旨に照らして、十分検証していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 市町村の分納計画に意見があるかどうか知りませんが、市町村と納税者が約束をした分納計画、それは民間で言えば民法上で約束は引き継がれるということが原則だと思いますので、それが引き継がれない状況が起っているのは遺憾であります。引き継ぐべきじゃないんですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 機構の滞納整理といいますのは、法の趣旨を十分に踏まえた上で、個々の滞納者と適切に対応していくことであろうと思っております。構成団体でどのような折衝されるか分かりませんが、そこでされた判断は、基本的には一定尊重すべきだろうとは思いますが、ただ、そこで結論付けられたことが法の趣旨に照らして妥当かどうかということにつきましては、機構は機構の責任において、判断していきたいと考えております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 一定尊重するというのと法の趣旨に照らして独自に判断するというのと二つ言われましたが、私は、そこは約束は約束であるから踏襲すべきだと指摘しておきたいと思います。

次に、機構本部の職員が月に200時間にも及ぶ異常な超過勤務をしています。時間外勤務の実態はどうか。また、時間外勤務を改善すべきだと思いますがいかがでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 機構事務局の時間外勤務の実態でございますが、8月の機構設立から12月末までの準備期間でございますが、一人当たり月平均の超過勤務時間は約63時間でございます。1月から3月末の一部業務開始期間は、同じく月平均86時間でありました。4月から7月末の業務の本格実施期間でございますけれども、53時間となっております。

7月に入りまして、僅かながら縮減が図られてはおりますけれども、職員の健康管理の観点から、昨年度後半からこの7月までの状況を私どもは重く受け止めているところでございます。

この間の超勤の要因でございますが、業務開始に向けまして施設やシステムの諸準備が多岐にわたったことによるものでございまして、今後、漸次低減していくものとは考えております。けれども一時的な業務繁忙期における時間外勤務がまた発生することが危惧されているところでございまして、それに対しましては、時間外勤務の事前命令制を徹底することで業務執行状況を確実に把握しまして、業務執行方法等についても見直しをするなど、対応を図っていきたいと考えております。総勢186名の職員を派遣していただいておりますので、機構本部事務局だけでなく、地方事務所の応援も得ながら時間外勤務の縮減を図っていきたいと考えております。

職員の健康管理につきましても、機構内に衛生推進のための協議会などを設置するとともに構成団体とも連携を図りながら必要な措置をとっていきたいと考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 最高は一人何時間だったんですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） ひと月の超過勤務で最高が194時間でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 平均で86時間とか、最高が194時間とか、本当に異常だとしかいいようがありません。直ちに改善すべきだと思います。ただ、その改善の方途に地方事務所の職員に協力を願うという方法は、それは時間外を分散する、時間外をする人を増やすだけのことではないんですか。それはだめだと思います。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 時間外を増やすということではなく、業務を分散し、一定のものについて地方事務所からの応援を求めたいと考えております。時間外

を強制するということではございません。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 いずれにせよ、一般社会で聞いても平均で86時間とか最高が194時間の職場、これは異常です。直ちに改善されることを強く指摘しておきたいと思います。

次に、課税、法人関係税の共同化についてお伺いします、課税も一元化するといってお立ち上げた機構でございますが、法人関係税のシステム開発が現在、発注作業中であります。スケジュールはどうなっているのか、構成団体との合意はどうなっているのか御説明いただきたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 法人関係税の共同化についてでございます。現在、議員のお話もございましたように、支援システムの開発業務の発注作業を進めているところでございまして、今月中旬には開発業者を決定し、年内にはシステム開発を終える予定でございます。その後、サーバー等の機器調達を終えまして、26団体とデータ移行する必要がございます。また、データ移行をしました後には、運用テストをきちんとやっていく必要がございます。そういったことを踏まえまして、最終的にシステム完成は、23年度中を見込んでおるところでございます。システム開発と併せまして、業務執行の詳細でありますとか組織のあり方、そういった面につきましても検討していく必要がございます。今後、構築する電算システムの詳細でありますとか業務の内容、共同化の効果等を具体的に提示しまして、構成団体と合意形成を図って行きたいと考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 私、資料を配布させていただきました。法人関係税等支援システム開発スケジュール。これだと思うんですが、構成団体との合意はどの時期にするのでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 組織、体制の検討、そういったものも含めまして、実際の業務運営が明らかなものとして提示できるのがいつということは明確には案の中にお示ししておりませんけれども、できるだけ早く事務局としても、提示させていただいて、合意を形成していきたいと考えております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 これをみると、システム開発が12月末までになってます。要するにシステム開発にとりかかる前に首長合意といいますか、構成団体の合意が必要だと思うんです。私はそもそもスタートする前に必要だと思うんですが、じゃあいつやるのかということなのです。システム開発のスタートをしてからということですか。この12月までの何月の時期に首長会議などをやるのか御説明ください。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） システム開発の中身につきましては、これは21年度中に構成団体の課長会議を開催させていただきまして、その中で、こういったシステムの開発をしていくということで合意を得ております。最終的な業務の移管の時期でありますとか、移管する際にどこでどんなふうに業務をやっていく、組織はどんなふうにするの

か、人員はどう確保するのかといったことにつきましては、まだ検討中でありますので、それができ次第、まずは構成団体の課長さん方にお集まりいただいて提示させていただき、一定の合意が得られれば、構成団体の首長さん方の合意を形成していきたいと考えております。その時期につきましては現在のところ未定でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 それは秋ですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） まずは、課長レベルのところ、先ほどの詳細の合意が必要であると思っておりますので、それを早急に固めて行きたいと考えております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 要するにシステム開発が終わるまでに、課長会議ももちろんだけど、首長合意があるということですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） そういった縛りは考えておりません。システム開発といいますのは、そういったシステムを作るということでありまして、それが全ての共同化の中身ではございませんので、これをもって全て合意を得なければ、システム開発も終了できないというものではないと考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 じゃあ、これまで言ってきた、課税権は市町村ということ担保しながら進めるということですから、その担保すべき、課税権は市町村にある、こういう中身はどこにあるんですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） もちろん課税権というのは各構成団体にあるわけで、私どもがやるのはその課税権の行使ではなくて、事務作業を共同でやっていくということですから、こういったものが機構で共同化できるのか、といったことについて、業務の標準化でありますとかそういったものも含めて、構成団体にも提示させていただき、検討していきたいと考えております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 お配りさせていただいております資料に、発注のときに業者に渡してる企画提案書作成のための仕様書がございます。その3ページを見ると、「データ管理システムの開発」、ここで、「データ管理システムの対象は、府税・市町村税に係る全税目を対象とし、連携する府税・市町村税システムに正規化後のデータを連携すること」とあります。つまり、全税目についてこのシステムがのめるように構成をする、こうなってますよね。さらに、その次の4ページの中段の下の、「宛名管理システムの開発」、ここで、「府税システム及び各市町村の基幹システムから宛名データを収集し、宛名情報を一元管理する機能」とあります。つまり、市町村民税、一人一人の市民、府民についても、この宛名システムで管理できるようにする。このシステムを転がすのは法人関係税ということにはわかってるんですが、いわば、総背番号制みたいなことを前提にして、将来そこにまで広げることができる箱を作る、こう

いうシステムを作る、ということが今回されているわけです。課税の事務を共同化するというけども、こういったことは、これ課税そのものの業務じゃないんですか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） これはあくまで事務であって、課税権そのものではありません。それは明らかだと思います。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 ですから、これはあくまで事務だ、課税権ではないということの中身はということなんですかということを探ねているのであります。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 事務的には、これはいくら共同化してもいいんですよ。役場全部事務組合という制度もあるくらいですから。問題はその権能として、きちっと個別の課税権の主体性というものが残っているかどうかなんです。そこは、事務の委託とかいうこともできるわけですので、そういった中で整理されるものであって、あくまで、事務の話と権利の話は混同されないようにしたらよいのではないかと私は思います。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 法人税は基本的に申告制ですので、だから多分データの一元化が進むことも市町村長の合意は得られるつもりでおられるのかもしれませんが。私は問題があると思っています。けれども、市民税、町村民税のシステムというのは、全ての住民の皆さんのデータを一元化するということなんです。課税客体の把握、税額、こういう課税事務そのものを全部一元管理して、課税通知を一括発注して出す。そしてそれに苦情があれば、それは課税側の市町村と相談してください、機構は事務をしているだけです、不服がある場合は市町村と話をしてください。こういう話であれば、課税権は関係ない、課税権は市町村にありますよ、単に事務だけです、となんぼ言ったって、事実上課税権そのものを統合していく、そういうものにならざるを得ないと私は思います。ましてや市民税、府民税の課税客体の一元化というのは、極めて危険だし、情報の集中という点でも大きな問題があると言わざるを得ません。そうしたことに道を開くシステムをこれ、もう既に発注するんではないんですか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 情報の統一化というのは、それが市民生活とかそういったものの全体を統一化する危険性がある時などに初めて問題があるのであって、税情報でより効果的に事務を行っていくために各地方公共団体が共同してやっていこうということについては、私は何ら問題がないと思います。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 今、知事としての御発言か連合長としての御発言かわかりませんが、そのことについても、首長合意がされていると前提に立って、連合長として御発言されているんですか。今おっしゃった、市町村民税の課税客体の統一についても首長合意がされているんですか。そこまではいっていないでしょう。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 私は法的な問題としてお答えしたんです。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 ですから、お聞きしているのは、首長合意はありますか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） この広域連合を立上げる時に課税をできるだけ共同化しようということは、これは確か規約にもきちっと盛り込んであると思いますが、大枠の概括的な合意はあるわけであります。ですから、システムの開発とかそうしたものも進んでいるし、また、予算もこの場で合意をさせていただいたわけでありますから、そこは一定の合意があって、それに基づいてやっているわけです。ただ、組織体制や詳細までいくかどうか、そこはもう一つ判断がある、ということをお先ほどから副広域連合長は申しあげているわけです。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 法人関係税課税システムの発注については、去年の予算にものっていて、その予算を首長合意してるんですから、ある程度の合意があるということは分かります。ただ市町村民税の課税客体の統一というところまで合意がされてるんですか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 開発行為については、先ほど言いましたように予算の中で説明しておりますので、合意がされているわけですがけれども、最終的な組織体制等については、更に合意を得るようにこれから努力をしていくということをお先ほど副広域連合長がお答えしているとおりであります。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 同じことの繰り返しになるのもうやめますけれども、私は、このシステムの具体的な中身を見れば、法人関係税のみにとどまらず、全税目の一元管理ができる、課税事務にとどまらず課税という中身にも踏み込んでいる内容だと言わざるを得ません。詳細は企画書などが出てくるわけですから、企画書を選んで業者を決める、その段階で、もう少し企画書の中で明らかになってくると思いますので、また、議論したいと思います。しかし、いずれにしても、課税は市町村にあるということをお前提に進めていただきたいと指摘しておきたいと思います。

それから、市町村負担金の明細が決算書についてません。規約では、府の要素は2つ、市町村の要素は4つで決まっています。この4要素は、規約で決まっています。そして17条では、この別表に基づいて、予算で決めるということになっています。ところが予算と決算額が違う。予算で決めたこと、つまり、議会で決めたことと違う市町村の負担金になっているというのは、これはルール違反じゃないんですか。

議長（近藤永太郎君） 河野事務局次長。

〔事務局次長兼総務課長兼会計管理者河野寛君〕

事務局次長兼総務課長兼会計管理者（河野寛君） ルール違反ではないかということをございましたけれども、ルール違反ではないというふうに考えております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 ルールは規約には市町村は4要素。4要素とは違うものになっているということをお私2月議会のときに言いましたけれども、それは17条で別表に基づいて予算で決めたらよ

いとなっている。だから予算は可決されました。だけど、予算と決算が違うわけでしょう。予算で決めたものと違う負担金を払うのは規約17条に抵触しているんじゃないんですかというのを聞いているんです。

議長（近藤永太郎君） 河野事務局次長。

事務局次長兼総務課長兼会計管理者（河野寛君） 差額が発生しているということにつきましては、構成団体に負担金を請求します時点で、歳出額の見込みが正確に把握できなかったためでございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 お手元にお配りしてます21年度京都地方税機構負担金予算決算比較表にありますように、予算で決めた各市町村の負担金よりも、増えてるところと減ってるところがあるんですよ。市町村によってなんでこんなアンバランスがあるんですか。全体が等しく同じパーセントで増えるとか等しく減るとかということであれば分かるんですが、減っているところと増えているところがあるのはなぜなんですか。

議長（近藤永太郎君） 河野事務局次長。

事務局次長兼総務課長兼会計管理者（河野寛君） 派遣されて来ておられます各構成団体からの職員につきまして、基本額の700万円を越える方、下回る方がいらっしゃるためでございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 規約の別表に派遣された市町村の職員の賃金をそれぞれの構成団体が出すと定まっていますのでしたら、高い職員が来たら増える、低い職員が来たら減るというのは分かりますが、そんなことどこにもルールないじゃないですか。ルールはあくまで、パーセンテージでしょう。派遣された職員の賃金一人一人によって、派遣元の自治体の負担が変わるというのは、規約の何条に書いてあるんですか。

議長（近藤永太郎君） 河野事務局次長。

事務局次長兼総務課長兼会計管理者（河野寛君） そのところまで、把握しておりません。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局事務取扱（岩瀬充君） 負担金につきましては、水谷議員がおっしゃったように負担金ルールをもって定めているところでございます。前回の2月定例会でも、補正予算について説明させていただいたとおり、1月から3月のところで、実際の業務が500万円以上の大口困難案件、それと共同徴収案件を基本に業務をスタートさせていただいたわけですが、構成団体によりましては、それ以上の案件につきまして、人も送り込みまして業務をしてきたというところもございます。他に、共用端末の台数をプラスするとかそういった全体のルールではない、構成団体の特殊事情があるところもございました。そういったこともございまして、一律に規約の中で定めた項目によつての按分だけではなく特殊事情によつて、それにプラスするといったようなこともございまして、そのへんのところの予算の段階と実際に要した額の精査をするところで、プラスマイナスが生じてきたものではないかと考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 この表で、運営費負担金の列をみていただきたいんですが、減っているところが多いですが、宮津市さんや亀岡市さんは増えてますよね。人件費の調整じゃなくて、運営費負担金が膨らんでいるじゃないですか。構成市町によって増えてるところと減ってるところがあるじゃないですか。その理屈はどうやって整理したんですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 今申し上げましたように、各自治体の特殊事情がございましたので、その辺ででこぼこが出てきたものと考えております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 特殊事情があったら、特殊事情をちゃんと説明して、こういうふう負担金をしますと、例えば、補正予算を出して最終補正をすれば、規約どおり予算で定めるということになるわけですよ。予算で定めるとなっているのに、予算で決めたこととは違うことを後から事務局がこっそり変えて、あんたどこ請求こんだけですわと各市町村に全体像は示さずに請求しているわけでしょう。この一覧表を見れば、市町村のそれぞれの首長さんに何でうちが増えてんねん、減ってんねんという説明があるじゃないですか。全部一個ずつ聞いたらええんですけど、今言った増えてるところはなんで増えてるんですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 先ほども申し上げましたように各構成団体に負担金を請求する時点で歳出額が正確に把握できていなかった、そういったことによりまして生じたものであると考えております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 歳出額が把握できなかったという今の話は、歳出額は結果、トータルで各市町村按分ですから、歳出額全体が減ったら各市町村で等しく減るわけでしょう。市町村毎に減らしたり増やしたりというのは規約で書いている4要素の中には何もないじゃないですか。それ以外の要素を後から持ち出して、我々が議決した予算とは違う結果になっているのは首長にどう説明するんですかということ聞いてるんです。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 別表にありますように、そういった項目によりまして予算の中で負担金を決めるというふうに定めているところがございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 だから別表にあるように、全体の支出額が増えたらどこの自治体も等しくパーセンテージで増えるわけです。減ったら等しく減るんでしょう。個々の自治体によって増えたり減ったりするのはルール違反ではないかと最初から言っているんです。その中身を例えば増えてるとこ2市言いましたけど、なぜ、ここは増えているんですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） ですから先ほども申し上げましたように、全体と同じように配分するということがふさわしくないという項目につきまして、各構成団体の特殊事情によってでこぼこがでてくると、そういった事情によるものでございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 私ね、例えばエルタックスの負担金とか、これみんな同じ額で出しましょうという合意があってしてるやつね。これを分からんというわけじゃないですよ。納得できないけど人件費も分かるんです。それぞれの自治体の特殊な事情によって負担金が変わるということ。しかも市町村に出したあなた方の請求はそれぞれの市町村の金額しか示してないじゃないですか。よそは減ってるんですよ、よそは増えてるんですよ、あんたとこ増やしまっさとかいうことを示してないじゃないですか。こんな請求書を送って払う方も払う方だと思いますけれども、少なくとも議会には、ちゃんと示すべきだと思いますよ。私も一部事務組合の議員も長いことやってましたけれども、そこでも当たり前のこととして、し尿は何ぼ、ゴミは何ぼ、人口割は何ぼ、と表を作って決算書に載っていますよ。だから各市町村はそれを見てうちの負担はこんだけだなということで分かるんですよ。この表は市町村に渡ってません。渡してない資料でしょう。こんなことで、市町村、首長は納得できないんじゃないですか。それがね、今年度まだ金額が金額ですけど、次年度以降、更に増えるわけでしょう。大きい金額になってくるわけですよ。それが、なんかさじ加減であんたとこ特殊事情がありましたから増やしましたとかとそんな負担金の決め方はルール違反じゃないんですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 基本的にはルールによってきちんと請求していくつもりでございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 基本的にも変則もルールに基づいて請求するべきです。ルールに基づいていない上乘せや割引があるということ自身納得できません。これは指摘しておきます。

それから、4月、5月は、出納整理期間で従来からどの構成団体も出納閉鎖日までの収納確保に努力されてきました。本年4月から滞納事務を機構に移管したことによって宇治市では4月、5月の収入実績が前年度を下回りました。具体的に言いますと、4月、5月の収入額、平成20年度は98,306,676円でした。ところが機構が扱った21年度分、つまりこの4月、5月は、58,867,390円と4割減収になってしまいました。これはなんでなんでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 機構に移管を受けたものについて滞納整理をやってるわけでありましてけれども、その移管を受けた全てのものについての収入状況というのは、実は今は正確には把握できません。といいますのは、機構のほうで納付いただいたものはもちろん把握できるんですが、移管はされましたけれども機構のほうではなく、各構成団体のほうで支払、納付されるケースがございます。そういったものにつきましては、機構では把握できませんので、それは、各構成団体のほうでは把握されていると思います。そういう事情がございまして、各団体毎4月、5月がどういった状況であるのかということについては、機構だけのデータでは把握できないことになっております。

今議員がおっしゃった4月、5月の出納整理期間中の実績でございますけれども、各構成団体で把握されているとは思いますが、その辺の徴収実績が前年度と比べてどうであったかということは、今申し上げましたように比較できないわけでございます。構成団体からい

ろいろと報告を受けているところによりますと、例えば1月から業務開始をしたわけでございますけれども、それに向けて12月中に移管予告を出す、また、4月に向けて3月に移管予告を出す、そういったところで、前年よりもその時期は収入が多かったということも聞いております。最終的に宇治市さんでも決算を見ますと前年度よりも徴収率が上がったとお聞きしておりますので、4月、5月その両月だけの機構での徴収努力がどうのこうのというものではないと思っております。全体を通じて、21年度の決算がどうであったかということで数字が出てくるものと思っております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 ここで全協のことを言うたらややこしいですけど、だから、全協のときに言っていたんですよ。よその税機構、あるいは、納税整理組合では、移管予告効果額はこんだけです、実際の収納増はこんだけです、こうでした、ということをはっきり示していますよ。そうじゃないかなとかそんな話では分からないじゃないですか。私は、収納状況、収納実績は本議会に後でもいいですけども、ちゃんと整理できたものを示すべきだと思います。その上でないと判断しにくいということはありませんけど、いずれにしろ、4月、5月の収納額が4割も減っている、これは別に宇治市だけの現象ではないでしょう。これは、確かに立ち上げた当初いろいろご苦労があったんだと思います。これ4月、5月はなんでこんな下がったんですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 先ほども申し上げましたとおり、4月、5月の両月で各構成団体の収入実績が前年度と比べて下がったか上がったかというのはそれは、私どものほうではつかめない状況でございます。各構成団体からデータを取った訳ではございませんけども、移管予告効果というものもあったと聞いておりますので、全て4月、5月の機構の徴収努力が各構成団体の決算にストレートに反映するというふうなものではないと考えております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 もっと取り立てるという質問をしているつもりはないんですね。そこは誤解されてないとは思いますが、何が言いたいかというと、先ほどの機構本部の時間外が多いということもありました。実際4月、5月手慣れてなくて市町村バーターして取ることをしたわけですね。それで、実際4月、5月慣れなかったということ、あるいは事務がうまくいかなかったこともあって、なかなか徴収が上がらなかったというのは事実だと思うんです。これは、頑張っ取り立てるというより、もっと住民の中に入って、住民の事情を正確に聞いて必要な場合にはきちり払っていただく、必要な場合にはきちり分納していただくなどのきめ細やかな親切な対応ができなかったということだと思うんですよ。これができないというのは、機構立上げの当初にこういう状況になっているのは、遺憾だと思うんです。職員の体制も含めてきちんとして納税者の立場に立ってしっかり相談に乗れるようなことができるように改善をしていただきたいと思います。これは要望しておきます。

それから訴えの提起がありますが、多重債務者となっている納税者、これは他の市町村の税目や公共料金もあると思っておりますけれども、多重債務者の相談に乗って、例えば、サラリー

ローンなどに過重な利息を払ってる過払い請求を弁護士を紹介するなどして、十分納税者のためになるようなことについては、今後ともきちんと納税者の立場でやっていただきたい。ここは要望、指摘しておいて時間がきましたので終わります。

議長（近藤永太郎君） 次に、松本富雄君に発言を許します。松本富雄君。

〔松本富雄君登壇〕

松本富雄君 ただいま、近藤議長より発言のお許しをいただきました亀岡市選出の松本富雄でございます。どうぞよろしくお願いたします。

さて、この京都地方税機構は、構成団体の税業務を統合的に行うことにより、納税者の利便性向上や業務の効率化を図り、公平・公正な税業務をより一層推進するものとして今年の8月に設立され、この4月から徴収業務が本格的にスタートいたしたところでございます。

今回、機構として初めての決算認定議案が提出されておりますが、目を通しますところ、内容は、各構成団体からの負担金で構成する3億7,000万円の歳入に対しまして、派遣職員の人件費と事務経費支出が大半を占める3億4,000万円の歳出という、普通地方公共団体と比較いたしますところ、趣の異なる極めてシンプルな構造となっております。

平成21年度は機構の立ち上げ時期ということで、電算システムの開発費や各地方事務所の整備費などが主な支出内容となっているところでございます。構成団体の既存施設の活用といった効率的な経費執行、また、コンビニ納税や電子申告といった納税者の利便性を高めるための環境整備が行われております。

3千万円という多額の差引残高につきましては、今後の課題としてより一層の努力を求めることといたしますが、今後とも、この税機構の設立趣旨・目的を達成していくため、効率的、効果的な行財政運営に不断の取り組みをいただきますよう要望をしておきたいと存じます。

それでは、通告に従いまして、一括で簡潔に順次質問いたします。山田広域連合長をはじめ理事者の皆様、簡潔な答弁をお願いいたしておきます。

滞納業務の進捗状況と今後の課税業務スケジュールについて、お伺いをいたします。事前の調整も不十分で、拙速な業務開始であったという声も聞き及ぶところでございます。機構と各構成団体との連携において支障なくスムーズな業務運営が実施できているのかお伺いをいたします。

また、本年1月には500万円以上の大口滞納案件、4月の業務開始に伴い、その他の滞納案件を京都地方税機構に移管したと聞いております。本格的な業務開始から4箇月が経過したところでございますが、その成果、効果はどのように分析されているのかお伺いをいたします。

また、移管業務については、各構成団体へ定期的に業務実績を通知すべきと思いますが、どのようにされているのかお伺いをいたします。

最後に、今後課税業務を実施されるとのことでありますが、こうしたことを踏まえ、どの税目をどのようなスケジュールで予定されておりますのかお伺いをいたしまして、第1回目の質問を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

〔広域連合長山田啓二君登壇〕

広域連合長（山田啓二君） 松本議員の御質問にお答えいたします。私どもはこれからも御要望の趣旨を踏まえて、この地方税機構をしっかりと成功に導くように努力してまいりたいというふうに考えております。

まず、連携、導入の問題でありますけれども、私はどちらかというと比較的スムーズにしているのではないかとこのように思っております。と申しますのは、一番我々が気を遣わなければならない点は、今回のような場合には、コンピューター関係の統合であります。これは、ご存じのように、様々な金融機関におきまして、統合時には、非常に大きな混乱が起きているということがございます。それだけに税というものを扱っておりますので、そうした混乱が起きないようにということで、職員そして都道府県・市町村が全力を挙げて取り組んでまいりまして、その点については、一定の成果を上げているのではないかとこのように思っております。

この4月、5月の一番難しい時期を職員が総力を挙げて乗り越えていただいたと考えておりまして、そのために、超勤が増えたとか色々な点がありますので、こういった点は改善点として我々は考えていかなければならないというふうに思っております。

そうした状況でありますので、4箇月の段階ですぐに成果、効果ということはなかなか難しい面があると思いますが、私どもはまず1月から大口あるいは悪質な滞納案件を引き継ぎましたので、そうした困難な事案に対して立ち向かう体制をつくってきたということがまず挙げられると思いますし、そうした中で、これからはさらにスムーズな連携と業務運営に取り組んで行かなければならないと思っております。

今はまだ試し期間を過ぎ、一番難しい時期を何とか無難に乗り切ってきたというのが正直な感想ではないかなというふうに思っております。これから、数字的な面も含めて、この広域連合京都地方税機構の効果というものをしっかりと定数的にお示しするよう努力していきたいと考えているところであります。

その他の御質問、詳細につきましては、事務局長から答弁をさせていただきます。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

〔副広域連合長事務局長事務取扱岩瀬充君登壇〕

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） まず、構成団体との連携の関係でございます。この間、構成団体とはもちろん情報交換等を行いまして、連携を密にしている訳であります。私ども機構では、滞納整理を行うわけでありまして、個々の滞納事案については、滞納者の情報や構成団体でつかんだ情報等を連携を密にして情報交換をしているところでございます。

また、構成団体の業務繁忙期につきましては、機構が業務支援に行くとか、そういったところで構成団体と機構が連携を深めてやっているところでございます。

4月から6月までの機構の実績でございますが、移管を受けた額が滞納税額で約168億5,600万円、件数にしまして177,218件でございます。それに対する6月末時点の徴収実績でございますけれども、約18億9,700万円であり、移管を受けたものの収入割合は11.3%とい

うふうな状況になっております。

これからの業務実績の各構成団体への通知についてでございますが、業務実績につきましては様々なデータをとる必要があると思っております。それに基づきまして機構の業務運営の計画を立てていく必要もでございます。各構成団体においても税収見積もり等にデータが必要となってこようと思っておりますので、できる限り必要なデータを各構成団体のほうに提供していきたいと考えております。

それから、課税業務につきましては、水谷議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、23年度中にシステムを完成させまして、その間に業務運営のあり方でありますとか詳細を検討しまして合意を形成できるように頑張っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 松本富雄君。

松本富雄君 ただいまは、山田広域連合長はじめ今日までの難しい内容を説明いただきまして、今後はですね、目的達成に向けまして是非とも御尽力いただきますよう重ねてお願い、要望をいたしまして、私の質問を終わりたいと存じます。ありがとうございました。

議長（近藤永太郎君） 以上で一般質問を終結いたします。

議長（近藤永太郎君） 次に、日程第7「第1号議案から第3号議案まで」の3件を一括議題といたします。

これより議案3件に対する質疑に入ります。通告がありますので、前窪義由紀君に発言を許します。前窪義由紀君。

前窪義由紀君 1号議案について数点質疑をさせていただきます。まず、ひとつはですね、徴収業務の指針を定めた徴収業務事務提要、これについてです。平成21年2月段階に準備委員会で検討されていた案を私、もっているわけなんですけれども、これ未だに、先ほど指摘しました滞納処分に係る生計費需要額の基準の作成もそうですけれども、この業務の指針となる事務提要。これ自体が未だに定められていないという状況にあるんです。実際、1月から業務がスタートした、4月からは本格的に業務をスタートさせているわけで、しかも、各構成団体からの派遣職員で構成されている、こういう状況のなかではやはり各地方事務所において指針となるべきものがないというのは誠に遺憾だと思うんですけれども、この取り組み状況はいかがでしょう。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 詳細な事務処理要領は、先ほども申し上げましたように納税猶予措置等々も含めまして、現在ワーキンググループで検討しているところでございます。ただ、納税事務、滞納整理の進め方といった大きな方針につきましては、各事務所に通知させていただいております。それと、滞納整理業務というのはこういったものですという大まかな事務提要につきましては、既に各事務所に提示しているところでございます。今後、運用等の詳細につきましてはさらに進めていきまして、早急に作り上げていきたいと考えております。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 各地方事務所等で具体的な実務が進む中、その指針が未だに作成されていないというのは、私どもが指摘してきたように、先ほどの一般質問にもありましたけれども、やはり4月からのスタートは拙速だったという、肝心かなめのこういうことが未だに提示できない状況だということを指摘しておきたいと思います。

次に、税機構で保有する公用車の問題なんですけれども、これまで任意保険に加入していなかったということで、一般職員による運行がされていなかったというふうに聞いているんです。公用車の保有台数と、任意保険に加入していなかった理由、今後はそういうことのないようにということで要望しておきたいと思うんですが、それらについての答弁をお願いしたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） 公用車の台数につきましては、手元に資料がございませんので正確な数字ではないんですが、各事務所に最低2台は配備しております。

任意保険につきましては、公用車を各構成団体から提供を受けるとかそういったこともございましたので、最初から加入するのは手続き的に難しい点がございましたが、その後、速やかに任意保険の加入は済ませております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 現在の保有台数はだいたいこんなところだという話でしたが、保有台数くらいは正確に報告していただきたいと思います。それで、実際、いつ任意保険に加入されて、問題が解消したのかお答え願いたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 河野事務局次長。

事務局次長兼総務課長兼会計管理者（河野寛君） 6月末位だったかと思います。

議長（近藤永太郎君） 前窪議員に申し上げます。1議案につき2回まででお願いします。はい、前窪義由紀君。

前窪義由紀君 6月段階ということでありまして、こうしたことも業務スタートと同時にやっておくべきです。任意保険に加入していない車には職員としては乗ることができないということも地方事務所であった、こういうことはあってはならないと思うんですね、これは指摘しておきたいと思います。

次にシステムの安定稼働についてですが、電算システムの不備や不具合で手作業での事務をしなければならないなど、非効率な事態が今も続いていると聞いているんですけれどもね。市町村システムとの連動も含めて、その原因と今後の改善見通しはどうか、ということであります。

さきほど水谷議員のほうから各構成団体の収納率に相当バラツキがあるという指摘があったかと思うんですが、平均収納率1割、それを下回るような団体もたくさんあるわけで、それとシステムの稼働の状況との関連性ということがあるのかないのかも含めて、お答え願いたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） システムは稼働させていながら完成度を高めていくとかいう面もあるかと思うんですけれども、そういう意味では、徴収業務支援

システムは大きなバグもなく当初予想よりも比較的安定稼働していると思います。

ただ、共同徴収支援システムにのせるデータ、これは各構成団体のほうからデータをいただくわけなんです、その移管の仕方のところにつきまして、正確なデータでないということもございました。そうしたこともございまして、4月から直ちに滞納整理にフル稼働するということができなかった、ということもございます。

それにつきましても、稼働させながら構成団体との連携を密にしていく、正確なデータを入れてもらうということで、より完全なものを目指していきまして、できるだけ早期に滞納整理に全力を注げるようにしていきたいと思っております。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 ある時期ではですね、1人の滞納者で複数税目の滞納がある、これをそれぞれ1枚1枚別立ての納付書を送るというようなことも地方事務所であったように聞いておりますが、そういったことなども既に解消されていると理解してよいのか、それから、市町村との関係は今後改善される見通しがあるのかなのか、これも含めてお答えください。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱（岩瀬充君） データをいただきまして、そのデータを共同徴収支援システムで動かす、また、納付書を打ち出すといったことにつきましては、安定的に稼働できるものと思っております。

先ほども申し上げました構成団体のデータののせ方については、いろいろと問題点も多いところがございますが、それにつきましては、一昨日から各構成団体毎に打ち合わせを行っておりまして、各団体毎の問題点についてベンダーも含め指摘をし、その改善を求めているところがございます。

それらを徹底し、安定して稼働できるものにしていきたいと考えております。

議長（近藤永太郎君） 前窪議員。第何号議案ですか。1議案2回まで、議案ごと2回までという申し合わせになっておりますので、次でまとめてください。はい、要望にしてください。前窪義由紀君。

前窪義由紀君 その点については、改善を早急にやっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

最後になりますが、過労死基準である月100時間を大幅に上回る月194時間を最高とした異常な超過勤務の実態がある、また、職員の更衣室や休憩室もない状態での業務スタートがされている。あるいは、地方事務所の消耗品等の予算も少なく、プリンターのインクも変えられない事態も続いた、というような問題がこの間たくさん出されまして、私も聞いておりますが、これはすなわち十分な準備体制を整えて業務スタートした訳ではないというふう思うわけなんです。

まだ改善できていないところはしっかり改善していただく、こういうことを強く求めておきたいと思っております。例えばあまりにも超勤が多いということは、やっぱり人員配置の問題で、人員不足ということが問題になるんじゃないのかと思っておりますので、この点はしっかり検証していただきたい。

それから、プリンターのインクも変えられないというようなことでは、非常にお粗末だと

思うので、事務所予算の問題も予算が十分にまわるということにはなかなかないかと思うんですけれども、事務の遂行に支障をきたすようなことではいけないと思いますので。これらはいずれも、十分な準備ができていない状況の下でスタートしたことで起きている現象もたくさんあるかと思いますが、是非、早急な改善を求めて終わりたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（近藤永太郎君） 次に、議案3件に対する討論に入ります。

通告がありますので、前窪義由紀君に発言を許します。前窪義由紀君。

〔前窪義由紀君登壇〕

前窪義由紀君 第1号議案に対する反対討論を行います。

第1号議案は、京都地方税機構が平成21年8月5日に設立され、これに伴い3月末までの期間を対象にした一般会計の決算認定議案であります。私ども日本共産党は、税務の共同化については、市町村の総合行政を弱体化させること、社会保障である国保を対象にしていること、住民から遠くなる広域化で、きめ細かな税務行政、税務相談等ができにくくなること、強引な税金の取立てにつながる危険性があることなどを指摘し、再三再四、強引に進めるべきでないと求めてきました。

しかるに京都地方税機構は、地方事務所開設の準備不足、極めて遅れている電算システム等の整備、事務執行の基本となる事務提要、事務執行の基準となる滞納処分に係る生計費需要額の基準策定の遅れ、労働条件等の労使合意抜きの強行など、様々な問題を残したまま、業務を何が何でも1月からスタートさせ、4月の本格実施へと拙速な税務共同化を押しつけてまいりました。

このことは先ほどからの質疑でも明らかであります。まともな準備がないままなぜ、業務の開始を強行したのか。こんな状態では結局は府民に迷惑をかけることになり、トラブルが心配、など、税機構のやり方に対する不安や怒りの声が内外から上がっています。

今回の決算認定議案は、このように、本来あってはならない多くの問題を含んだものであり、反対であります。また、今回の決算には、京都府の負担金として、国の地域活性化経済危機対策臨時交付金約1億5,000万円が歳入として充てられています。府議会でも指摘しましたが、経済の危機的な状況が続き、府民の暮らしと地域経済の深刻さが増しているときに、経済危機対策のための交付金を本来の目的に使わずに、経済効果が期待できない税機構の事業に使うのは本末転倒であります。

税機構の歳入には、これらが含まれていることも反対の理由の一つであることも指摘しておきます。以上、反対理由を述べ、討論を終わります。

議長（近藤永太郎君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案3件について採決に入ります。採決は1件ずつ、3回に分けて挙手により行います。

まず、第1号議案「平成21年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」の採決を行います。本案を認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（近藤永太郎君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は認定することに決しました。

次に、第2号議案「差押債権取立請求事件に係る訴えの提起の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第2号議案は承認されました。

次に、第3号議案「差押債権取立請求事件に係る訴えの提起の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第3号議案は承認されました。

以上で今期定例会に付議されました事件は。（水谷議員「議長、議事進行」と言う。）

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 本議会、もう終わるんですが、始まるときに欠席の話がなかったけど欠席されているのはどうなってるんでしょうか。欠席の届出があったら議長から口述があると思うんですが。副議長はお休みでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 欠席届は議長あて出ております。御報告をさせていただきます。開会の折りに報告漏れがあったようでございます。お詫びを申し上げます。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 進行いたします。以上で今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、平成22年8月京都地方税機構議会定例会を閉会いたします。

午後4時 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 近藤 永太郎

会議録署名議員 前窪 義由紀

同 櫻井 立志